

2022年度 一般財団法人清水育英会奨学生募集要項

1. 特徴

- (ア) 一般財団法人清水育英会（以下「この法人」という。）は、建築、土木又は都市計画等を専攻し、経済的理由により学業の継続が困難である者への奨学金給付を通じて、若手技術者の育成に貢献し、もって日本の建築・土木技術の発展に寄与することを目的として設立されました
- (イ) この法人の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません
- (ウ) 他団体の奨学金との併給も可能とします

2. 新規奨学金給付学生採用予定人数

建築、土木又は都市計画等を専攻する大学・大学院修士課程に在籍する学生 35名程度
※ 大学学部1年次に在籍する者を除く

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間
大学生(2年～4年)	50,000円※	2022年4月より最長2025年3月まで (正規の最短修業期間)
大学院生(修士課程)	50,000円※	2022年4月より最長2024年3月まで (正規の最短修業期間)

※奨学金給付学生として採用された学生の中で、特に、成績が優秀で経済的理由により学業の継続が困難な学生に対して、上記給付月額に月額30,000円を加算して支給することがあります

4. 採用基準

- (ア) 出願する年度の4月現在、建築、土木又は都市計画等を専攻する大学・大学院修士課程に在籍する者
※ 大学学部1年次に在籍する者を除く
- (イ) 2022年4月1日時点で、原則として大学生は満23歳以下、大学院生は満33歳以下であること。留学生の場合、原則として大学生は満31歳以下、大学院生は満38歳以下であること
- (ウ) 成績要件及び収入要件は以下のとおりとします
【大学生】
 - (1) 成績要件
原則、前年度までの成績（GPA (Grade Point Average)）が、3.00以上の者
 - (2) 収入要件
収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮しますが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入700万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他収入350万円未満とします
【大学院生】
 - (1) 成績要件
原則、前年度までの成績（GPA (Grade Point Average)）が、3.00以上の者
 - (2) 収入要件
収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮しますが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入700万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他収入350万円未満とします
- (エ) 在学する学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者
- (オ) 学費の支弁が困難と認められる者
- (カ) 心身ともに優れている者

5. 提出書類

(ア) 提出書類

- ① 奨学生願書 (所定様式による)
- ② 写真 (たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上, ①の奨学生願書に貼付)
- ③ 家計支持者の収入を証明する書類 (源泉徴収票, 確定申告書, あるいは所属市区町村発行の所得証明の写し等)
- ④ 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること (所定の用紙に記載のこと。5枚以内)
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 学業成績証明書 (GPAが記載されているもの。大学がGPAを証明書に記載していない場合は, 「10. GPAの算出について」をもとにして成績証明書の余白に応募者がGPAを計算し記載すること)
- ⑦ 推薦書 (1通。学長, 研究科・専攻長, 指導教官)のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定のものが存在する場合はそれを使用)
- ⑧ 応募学生が留学生 (外国籍) の場合, 上記の他, 別途資料の提出をお願いすることがあります。詳細については, 各大学事務局にお問い合わせください

*上記書類は, ホチキス留めせず, 申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください

(イ) 提出期限

~~2022年5月27日(金)までに~~ [必着]にてご提出願います

*申請者ご本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。必ず大学を通じてご連絡・応募ください

*申請書の電子データが必要な場合は,

<http://www.shimz.co.jp/ikueikai/index.html>

にアクセスしてください

(ウ) 書類提出先・問合せ先

〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号

一般財団法人清水育英会事務局 (事務局 原田)

info@shimizu-ikuei.or.jp

大学受付期限

2022年4月22日(金)

窓口提出 17時まで

6. 選考

(ア) 書類選考及び面談(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します

(イ) 奨学生の合否通知は, 8月に大学及び本人宛に送付します

7. 奨学生の義務

(ア) 奨学生は, 次年度の奨学金給付のために毎年度末に学業成績表, 生活状況報告書及び在学証明書を理事長あてに提出する必要があります

(イ) 奨学生は, 休学・復学・転学・留年・退学・停学 (その他処分), 氏名・住所の変更, 留学のいずれかが発生した場合には, 直ちに届け出る必要があります

(ウ) 奨学生は, 奨学金給付後もこの法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります

(エ) 成績不良, 操行不良等, この法人の奨学金給付規程に定める場合には, 翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります

8. その他

(ア) 奨学生に決定した方に対しては, 9月から奨学金の給付を行います (4月~8月分は遡及して給付します)。応募書類は返却しません

(イ) 募集要項に記載された内容以外は, この法人奨学金給付規程の定めに拠ります

(ウ) 奨学金は, この法人指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します

学内選考
通過者のみ
後日提出